

銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

1 概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則（平成12年広島県教育委員会規則第10号）の規定に基づき、銃砲刀剣類登録審査委員を、次のとおり任命した。

2 委員の業務

教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

3 委員名簿

氏名	期数	備考
井上隆文（いのうえ たかふみ）	2期	再任
宇吹寿一（うすい としかず）	2期	再任
沖本賢（おきもと けん）	2期	再任
木下宗憲（きのした むねのり）	1期	新任

4 委員の任期

令和4年4月28日～令和6年4月27日